R05-19　【リーフ】農業経営を法人化しませんか！　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 1 | 表　紙 | ・写真からイラスト主体に刷新し、法人化の主なメリット３つ（経営管理能力、対外信用力、人材・後継者の確保）をイラストでも表現 |
| 2 | なぜ法人化か、何を実現するか | ・法人化は農業経営の改善につながり取引先等の信頼も高まる一方、税金や労働・社会保険の負担、複式簿記による記帳義務等が生じるとの説明を見直し・表「法人化のメリットと義務・負担」の経営・運営面のメリットに「地域社会への貢献」「経営継承の計画的実施」の項目及び説明を追加、義務・負担に「安全衛生教育の必要性」を追加 |
| 3 | 法人化の前にしておくこと | ・「経営理念」を明確にし「経営戦略」を構築、具体化のため「農業経営・就農支援センター」等の支援を得ながら十分時間をかけて打ち合わせを重ねる等の説明を見直し・図「農業経営発展過程・経営管理モデル」を掲載（一部省略） |
| 4～5 | どのような法人とするか【法人形態の選択】 | ・会社法人と農事組合法人に大別される法人形態の説明を見直し（新　規）・合同会社の説明を追加・表「会社法人と農事組合法人の比較」で（注1）を追加、（注３）を更新 |
| 6 | 「地域計画」に位置づけられ、経営発展へ | （新　規）・「農業を担う者」として「地域計画」位置づけられると農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約が進められるため、法人化後は地域の話し合い（協議の場）に積極的に参加し、理解を得るようにするとの説明を追加（新　規）・制度資金や政策支援の対象になるには、法人化と併せて認定農業者になることが重要との説明を追加・農地所有適格法人及び一般法人の説明を見直し |
| 7 | 農地所有適格法人の要件と報告義務 | ・表「農地所有適格法人の要件」の４要件に農地法の条文番号を追加・事業要件の関連事業に「農畜産・林産バイオマス発電・熱供給、営農型太陽光発電」を追加 |
| 8 | 法人化の相談窓口 | ・「農業を担う者」の確保・育成を行う拠点「農業経営・就農支援センター」が都道府県ごとに整備され、関係機関と連携協力して経営サポート・就農サポートを行っているとの説明を追加・「農業法人設立・経営相談の窓口」を組織名と電話番号のみに簡素化して更新（新　規）・農業法人の関係図書２冊（「３訂　農業法人の設立」「Ｑ＆Ａ農業法人化マニュアル　改訂第６版」）の案内を追加 |

※）上記の他にも内容・表記等の見直しを行っています。